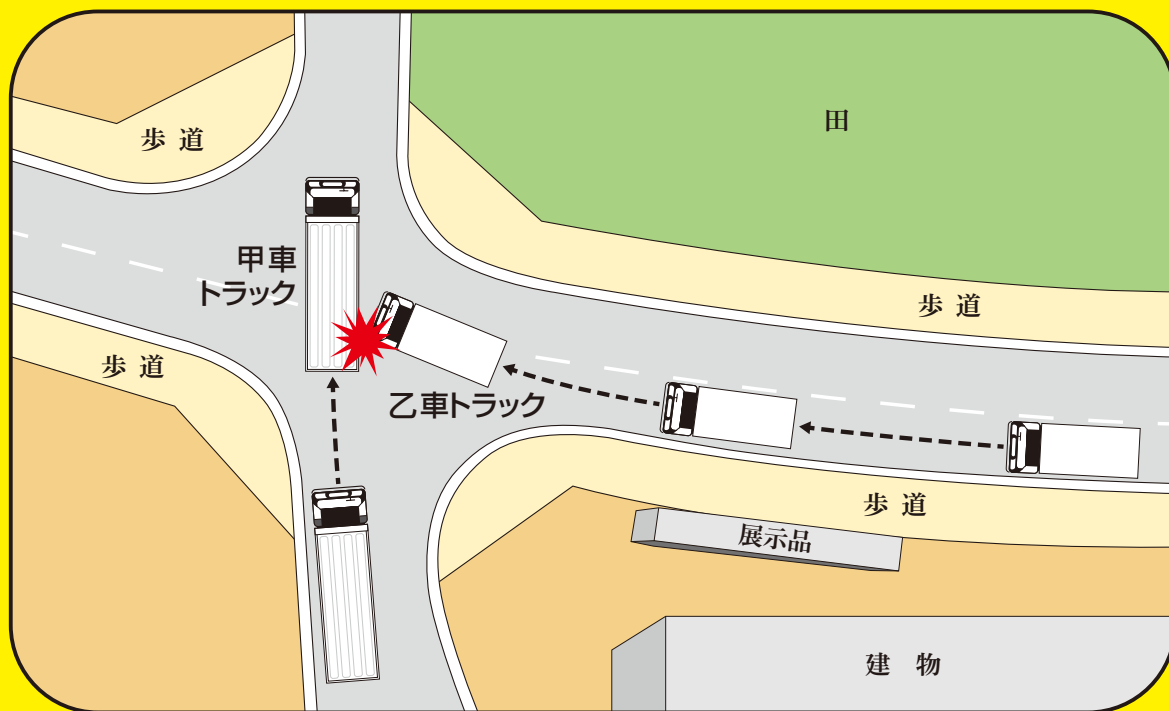


わあ!! こっちが先に入ったのに…。

～優先道路を進行してきた右方車と出会い頭に衝突～



YONKOKYO

事故事例ニュース

第266号

四国交通共済協同組合
安全対策部
坂出市番の州公園6番6号
(安全対策部直通)
0877-85-7992
電話0877-44-4416代

どのような場所か…

市道と市道が交差する交通整理の行われていない右方の見通しの悪い交通閑散な交差点。相手側進路が優先道路となっている。

どのような事故か…

甲車は見通しの悪い交差点を直進するに際し、交差点手前で減速したが安全確認を怠り進入したため、交差点右方から直進して来た乙車と出会い頭に衝突したものの。

原因は……

交差点での安全不確認と徐行不履行。

この事故を防ぐためには…

- 1 安全確認の徹底**
交差点内を進行する時は、交差道路を進行して来る車両の有無及びその動静等の安全確認を徹底しましょう。
- 2 徐行**
見通しの悪い交差点内を進行する時は、必ず徐行（危険を感じたら止まれる安全な速度）しましょう。ただし優先道路通行時は除く。
- 3 間違った優先意識をもたない。**
「相手より先に入ったから、こっちが優先!!」という、間違った優先意識はもたない。

《事故防止上の注意点》

優先道路について

「優先道路」とは、道路標識等により優先道路として指定されているもの及び当該交差点において当該道路における車両の通行を規制する道路標識等による中央線又は車両通行帯が設けられている道路をいう。(道路交通法第36条第2項)

本件交通事故については、交差点内の相手進路に中央線があることから相手進路が優先道路となります。この場合、どちらが先に交差点に入ったかは問われません。交差点における優先道路及び優先車両について確認しておきましょう。

忘れずに再確認するプロの技

香川県 湊海運(株) 細川雄二様